### 袖ケ浦市の給与・定員管理等について

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
区分	(平成30年1月1日)	A		В	B/A	28年度の人件費率
20年度	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	62,197	24,280,774	794,260	5,554,881	22.9	23.9

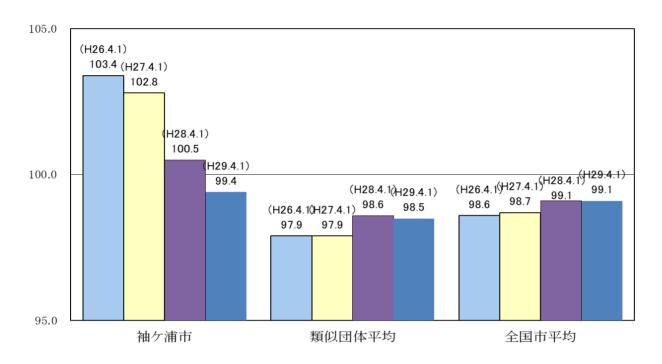
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給	ì	与	費	一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
29年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	560	2,001,687	690,338	874,909	3,566,934	6,369

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,887

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の 俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

本市では、職員の学歴により処遇に差を設けていないことや職員の年齢構成が偏っていることなどから、ラスパイレス 指数が100を上回っているものと分析しています。現在、職制の見直し、上位職への昇格抑制も実施していることから、 今後ラスパイレス指数は改善していくものと分析します。

# (4) 給与の総合的見直しの実施状況について

#### ①給料表の見直し

平成27年4月1日 給料表の改定実施

本市では、給料表を国の見直し内容を踏まえ、平均約2%の引き下げを実施しました。55歳以上の高年齢 層は、昇給を1号給に抑制するとともに、管理職は1.5%の減額措置も平成30年3月31日まで実施して いました。

# ②地域手当の見直し

国基準16%にあわせて、本市も16%に改定しています。

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。

平成27年4月1日時点 … 10% (給与改定後は平成27年4月に遡及し10.8%を支給)

平成28年4月1日時点 ··· 14% 平成29年4月1日時点 ··· 14.7% (給与改定後は平成29年4月に遡及し14.9%を支給)

平成30年4月1日時点 … 11・9%

### ③その他の支給の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ケ浦市	39.2 歳	307,390 円	398,090 円	369,532 円
千葉県	41.3 歳	312,096 円	405,061 円	369,953 円
国	43.5 歳	329,845 円	410,940 円	410,940 円
類似団体	41.8 歳	314,538 円	384,959 円	350,701 円

#### ②教育職(幼稚園)

区分	区 分 平均年齢 平均給料月		平均給与月額
袖ケ浦市	35.9 歳	264,500 円	322,334 円
類似団体	38.1 歳	283,668 円	319,732 円

#### ③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ケ浦市	38.9 歳	301,600 円	395,331 円	365,094 円
類似団体	38.0 歳	295,308 円	367,710 円	331,690 円

#### 4稅務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ケ浦市	33.7 歳	263,800 円	365,149 円	310,447 円
玉	43.0 歳	360,745 円	437,777 円	437,777 円
類似団体	36.8 歳	279,702 円	362,695 円	305,766 円

#### ⑤福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ケ浦市	33.9 歳	255,900 円	310,630 円	296,613 円
玉	42.7 歳	330,251 円	382,816 円	382,816 円
類似団体	37.0 歳	269,801 円	307,677 円	288,357 円

#### ⑥看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ケ浦市	37.7 歳	283,900 円	353,510 円	321,418 円
玉	47.2 歳	315,014 円	350,632 円	350,632 円
類似団体	40.3 歳	298,150 円	360,952 円	316,946 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		袖ケ浦市	千 葉 県	玉
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
消防職	大 学 卒	192,700 円		
	高 校 卒	162,700 円		

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

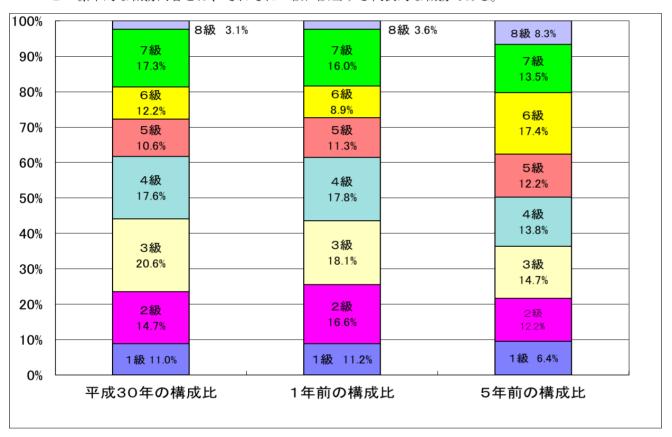
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	249,700 円	304,700 円	359,700 円
	高 校 卒	214,500 円	259,700 円	
消防職	大 学 卒	258,900 円	317,600 円	
	高 校 卒	244,000 円	270,600 円	_

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8	級	部長	人 8	% 2.4	407,700 円	476,300 円
7	級	次長、参事、課長、副参事	人 55	% 16.2	362,300 円	447,100 円
6	級	副課長、主幹	人 31	% 9.1	318,500 円	414,200 円
5	級	班長、副主幹	人 36	% 10.6	288,000 円	399,200 円
4	級	主査	人 60	% 17.6	262,000 円	382,200 円
3	級	副主査	人 70	% 20.6	228,900 円	350,800 円
2	級	主任主事、主任技師	人 50	% 14.7	192,700 円	291,700 円
1	級	主事、技師	人 30	% 8.8	142,600 円	247,100 円

- (注) 1 袖ケ浦市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 昇給への人事評価の活用状況(袖ケ浦市)

	平成30年度4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員		
イ. 人事評価を活用している						
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分					
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
口. 人	ロ. 人事評価を活用していない		0		0	
	活用予定時期	平成32年度以降		平成32年度以降		

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

袖ケ	浦市		千 葉 県				国						
1人当たり平均支給額	1人当たり平	均支給額	[(29年月	芰)									
	1,533	千円			1,755		千円						
(29年度支給割合)			(29年度支統	:割合)				(29年)	度支給	割合)			
期末手当	勤勉手	当	期末手	当	勤	勉手当	当	期	末手	当	勤	勉手当	
2.60 月分	1.80	月分	2.60	月分		1.80	月分		2.60	月分		1.80	月分
( 1.45 )月分	( 0.85	)月分	( 1.45	)月分	(	0.85	)月分	(	1.45	)月分	(	0.85	)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の	状況)				(加算指	昔置の:	状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の	)段階、	職務の網	扱等によ	る加算技	<b>惜置</b>	
<ul><li>・役職加算 5</li></ul>	$\sim$ 1 0 %		·役職加算 5~20%			•役職力	加算		$5\sim2$ C	%			
・管理職加算 なし			•管理職加算	1 5	• 25%	6		•管理	識加算	1	$0 \sim 25$	%	

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(袖ケ浦市)

	平成29年度中における運用	管理	<b>里職員</b>	一般職員		
イ. 人	事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率					
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		0		0		
	活用予定時期	平成314	年度以降	平成31年度以降		

# (2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

	袖ケ浦市		国					
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置	その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置			
$(2\% \sim 20\%)$	%加算)		(2%~45%加算)					
1人当たり平均支給額	479 千円	22,762 千円						

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 地域手当

# (平成30年4月1日現在)

支給実	支給実績(29年度決算)					
支給職員1人当たり		526,773	円			
支給対象地域	支給率	支給対象職	国の制度(	支給≊	壑)	
袖ケ浦市	11.9 %			16	%	
地域手	地域手当補正後ラスパイレス指数					
	(ラスパイレス指数	)		(99.4	.)	

<sup>(</sup>注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)						3,830	千円
支給職員1人当たり平均ラ	支給年額(29年度決算)				24,000	円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(29年度)				17.5	%	
手当の種類(手当数)						2	6
手当の名称	手当の名称 主な支給対象職員					対する支	給単価
滞納差押手当	滞納差押事務に従事する職員		等の差押のため、滞 の財産の差押を行っ き	日額	500	円	
市税等徴収事務手当	市税等の徴収に従事する職員		納税義務者を訪問し 収事務に従事したとき	日額	200	円	
保険料徴収事務手当	保険料の徴収事務に従事した職員	介護	被保険者を訪問して 保険の保険料の徴収 に従事したとき	日額	200	円	
使用料等徵収事務手当	使用料等の徴収事務に従事した 職員	て使	納入義務者を訪問し 用料等の滞納にかか 収事務に従事したとき	日額	200	円	

感染症作業手当	使用料等の徴収事務に従事した 職員	感染症の補助等あるいは 家畜伝染病に汚染した疑 いのある物件、場所等の消 毒その他の処理作業に従 事したとき	日額 500 円
結核作業手当	結核に感染する事務に従事した 職員	結核の検診、結核に汚染したものや結核患者に直接 する事務に従事したとき	日額 400 円
精神障害者作業手当	精神障害者に関する事務に従事 した職員	精神障害者の鑑定・立会 又は護送に従事したとき	日額 400 円
犬取扱作業手当	犬を取扱う作業に従事した職員	狂犬病の予防注射・犬の 捕獲などの作業に従事した とき	日額 400 円
下水道処理等作業手当	下水道処理等に従事した職員	下水の清掃又は汚水漏れ 処理等不快な作業に従事 したとき	日額 400 円
清掃作業手当	清掃作業に従事した職員	汚物の収集及び運搬、道 路等に放置された動物の 死骸の処理に従事したとき	日額 500 円
毒物取扱手当	毒物・劇物を使用し事務に従事 したとき	毒物及び劇物取締法に規定するものを使用して検査・化学分析・試験・加工・病虫害防除等の作業に従事したとき	日額 500 円
災害応急作業手当	災害時の応急作業に従事した職 員	災害時の応急処置作業及 び救出作業に従事したとき	日額 500 円
高所深所検査・調査手当	高所深所で従事した職員	地上10メートル以上又は 地下5メートル以上などで 作業に従事したとき	日額 200 円
消火及び救助活動手当	消火又は救助活動に従事した職 員	火災又は救助活動のため に出勤し、消火又は救助 活動に従事したとき	1回 300 円
救急出救急救命士勤手当上記以外のもの	消防職員	救急業務のために出勤し、 傷病者の搬送に従事したと き	1回     510 円       1回     200 円
高所作業手当	消防職員	梯子付消防ポンプ自動車 等により10メートル以上の 高所で救急活動等に従事 したとき	日額 200 円
大型機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要と する消防自動車等の運転 などに従事したとき	日額 200 円
普通機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要とし ない消防自動車等の運転 などに従事したとき	日額 150 円
潜水作業手当	消防職員	潜水器具を着用して潜水 作業又は潜水訓練に従事 したとき	1時間 250 円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	生活保護世帯の調査、指 導又は相談、身体・知的障 害者の指導に従事したとき	日額 200 円
行旅病人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱	行旅病人及び行旅死亡人	1件 1,000 円
行旅死亡人取扱手当	業務に従事する職員	の救護又は取扱業務に従 事したとき	1件 5,000 円
心身障害者(児)取扱 業務手当	現業を行う職員以外	身体障害者福祉施設の入 所等の措置業務に従事し たとき	1件 200 円
老人保護取扱業務手当	現業を行う職員以外	養護老人ホーム又は特別 養護老人ホームの入所等 の措置業務に従事したとき	1件 200 円

# (5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	114,894 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	219 千円
支給実績(28年度決算)	132,836 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	262 千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# (6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

$\ddot{\Gamma}$	, , , , , ,	1 (1/2/2001 1/1/11	国の制度		支給実績	支給職員1人当たり
	手 当 名	内容及び支給単価	との異同	国の制度	(29年度決算)	平均支給年額 (29年度決算)
	扶養手当	○子 10,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ		61,112 千円	221,420 円
	住居手当	○借家(家賃12,000円を 超える場合に限る。) 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	同じ		33,059 千円	260,307 円
	通勤手当	<ul><li>○電車・バスを利用する場合 全額支給</li><li>○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円~25,710円を支給</li></ul>	異なる	○電車・ボス場合 る場合 55,000円額 で給 乗用使合 乗用使応 を場用 を場用 を場用 でのの円 2,000円 31,600円 を支給	50,441 千円	86,668 円
	管理職手当	部長級 71,000円 次長級 57,000円 課長級 49,000円 副参事 34,200円	異なる	139, 300円~ 46, 300円	56,912 千円	547,231 円
,	休日勤務手当		同じ		34,719 千円	381,527 円
	夜間勤務手当		同じ		9,478 千円	104,154 円
	宿日直手当	勤務1回につき、4,400円	異なる	4,200円/回	2,077 千円	8,443 円

# 5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区	2	分	給	料	月	額	等		
市		長	850,000	円		1,053,000	円/	649,800	円
副	市	長	740,000	円		870,000	円/	578,000	円
議		長	460,000	円		629,000	円/	350,000	円
副	議	長	420,000	円		575,000	円/	300,000	円
議		員	400,000	円		530,000	円/	280,000	円
市		長	(29年度支給割合)						
副	市	長	4.30 月分	*10%	の役職	脚算有(20°	%から10%	%の減額措	置有)
議		長	(29年度支給割合)						
副	議	長	4.40 月分	*10%	の役職	加算有			
議		員							
			(算定方式)		(1期	の手当額)		(支給時期	朝)
市		長	在職1月当たり、給料月額の100	)分の35		14,280 千日	円	任期満了	;時
副	市	長	在職1月当たり、給料月額の100	)分の25		8,880 千F	円	任期満了	;時
			(算定方式)						
市		長	給料月額の100分の7						
副	市	長	給料月額の100分の7						
	市副議副議市副議副議市副市副	市副議副議市副議副議市副市副市副	<ul> <li>市 副 議 副 議 市 副 議 副 議 市 副 議 副 議 市</li></ul>	市 長 850,000 副 市 長 740,000 議 長 460,000 副 議 長 420,000 議 員 400,000 市 長 (29年度支給割合) 副 市 長 (29年度支給割合) 副 議 長 4.30 月分 議 長 (29年度支給割合) 副 市 長 在職1月当たり、給料月額の100(算定方式) 市 長 在職1月当たり、給料月額の100(算定方式) 市 長 給料月額の100分の7	市 長 850,000 円   副 市 長 740,000 円   議 長 460,000 円   副 議 長 420,000 円   議 員 400,000 円   市 長 (29年度支給割合)   副 市 長 (29年度支給割合)   副 議 長 (29年度支給割合)   副 議 長 (29年度支給割合)   副 議 長 (29年度支給割合)   副 市 長 在職1月当たり、給料月額の100分の35   在職1月当たり、給料月額の100分の25   (算定方式)   市 長 給料月額の100分の7   副 市 長 給料月額の100分の7	市 長 850,000 円 副 市 長 740,000 円 議 長 460,000 円 副 議 長 420,000 円 職 長 (29年度支給割合) 副 市 長 (29年度支給割合) 副 市 長 (29年度支給割合) 副 議 長 4.40 月分 *10%の役職 議 長 (29年度支給割合) 副 市 長 在職1月当たり、給料月額の100分の35 ロ 市 長 在職1月当たり、給料月額の100分の25 「算定方式」 市 長 給料月額の100分の7	市 長   850,000 円   1,053,000 円   1,053,000 円   1,053,000 円   1,053,000 円   870,000 円   870,000 円   629,000 円   629,000 円   575,000 円   575,000 円   575,000 円   530,000 円	市 長   850,000 円   1,053,000 円/   1,053,000 円/   1,053,000 円/   1,053,000 円/   1,053,000 円/   870,000 円/   870,000 円/   629,000 円/   629,000 円/   629,000 円/   575,000 円/   629年度支給割合   日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	市 長   850,000 円   1,053,000 円   649,800 円   1,053,000 円   649,800 円   1,053,000 円   649,800 円   870,000 円   578,000 円   350,000 円   350,000 円   350,000 円   350,000 円   350,000 円   350,000 円   575,000 円   300,000 円   530,000 円   280,000 円   530,000 円   530,000 円   280,000 円   530,000 円   280,000 円   530,000 円   280,000 円   530,000 円   53

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

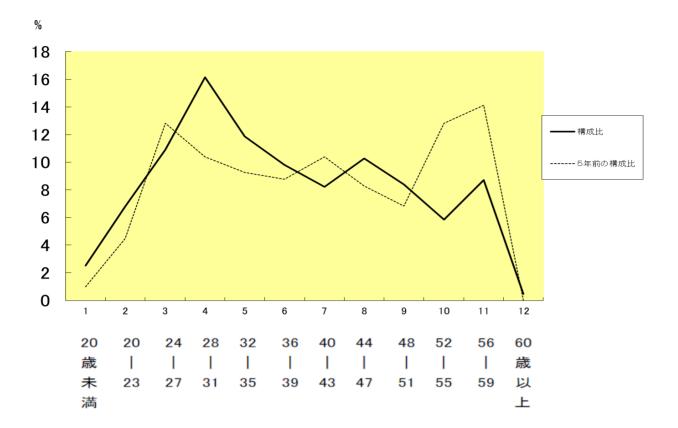
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

	✓区分	職	数	対前年	主な増減理由
部	-	平成29年	平成30年	増減数	土 な 増 微 连 田
普通	一般行政部 議総税民衛林商 農 農 一般行政部	6 94 32 107 35 16 8	6 95 31 110 35 16 8	0 1 △ 1 3 0 0	庁舎整備業務対応による増 事務分担の見直しによる減 食品アレルギー、児童虐待等による増
会計部門	計 土 木 計 教育部門	50 348 90	48 349 89	△ 2 1 △ 1	事務分担の見直しによる減         <参考>         人口1万人当たり職員数       56.1 人         (類似団体の人口1万人当たり職員数       56.1 人)
	消防部門 小計	122 560	124 562	2	再任用職員の活用による減 <参考> 人口1万人当たり職員数 90.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.69 人)
公会営計企部	水道 下水道 その他	18 14 37	20 13 37	$  \begin{array}{c} 2 \\ \triangle 1 \\ 0 \end{array} $	欠員補充・広域水道企業団派遣による増 業務量減による減
業門 等	小 計	69	70	1	
	合 計	629 [728]	632 [728]	3 [O]	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.6 人

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2)年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
INT E W.	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	16	43	69	102	75	62	52	65	53	37	55	3	632

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	335	339	341	346	348	349	14 ( 4.9%)
教 育	92	90	89	90	90	89	△ 3 (△3.3%)
消防	121	123	121	123	122	124	3 (△5.7%)
普通会計計	548	552	551	559	560	562	14 ( 1.3%)
公営企業等会計計	68	67	70	68	69	70	2 \( \triangle 2.9\% )
総合計	616	619	621	627	629	632	16 ( 1.7%)

<sup>(</sup>注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況

#### (1) 水道局

#### ① 職員給与費の状況

ア決算

/	$\nu =$	7				
区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	28年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
29年度		千円	千円	千円	%	%
29年	-	1,888,639	96,794	114,538	6.1	6.1

区 分	職員数	給	- 与 - 費		費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費	B/A
00左座	人	千円	千円	千円	千円		千円
29年度	18	65,411	19,571	29,556	114,538	6,363	

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 6,148

#### イ 特記事項 なし

### 給与の抑制措置

区 分	抑制措置	実施期間	内容		
	高齢層職員の給与 抑制措置	平成23年4月1日~ 平成30年3月31日	55歳を超え、かつ、7級(課長相当職)以上の職員 … 給料月額、地域手当、管理職手当、期末手当、 勤勉手当について、それぞれ1.5%を減額する		
一般職	給与の減額措置	平成29年4月1日~ 平成30年3月31日	全職員 … 給料月額の3.4%を減額する		
	地域手当の減額	平成29年4月1日~ 平成30年3月31日	全職員 … 地域手当支給率の引き下げ 16% → 14。9%		
	地域ナヨグ酸額	平成30年4月1日~ 平成31年3月31日	全職員 … 地域手当支給率の引き下げ 16% → 11.9%		

# ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
袖ケ浦市	41.2 歳	357,028 円	530,272 円		
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円		

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

袖ケ浦市	市町村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(29年度)	1人当たり平均支給額(29年度)
1,641 千円	1,505 千円
(28年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	
2.60 月分 1.80 月分	
( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
·役職加算 5~10%	

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

#### イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

	袖ケ浦市		市町村 (一般行政職・団体平均等)
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置	
(2%~200	%加算)		
1人当たり平均支給額	一 千円	一 千円	1人当たり平均支給額 9,878 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実	績(29年度決算)			10,303 千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(29			572,389 円	
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員				一般行政職の制度(支給率)
袖ケ浦市	11.9 %		20	人	11.9 %

#### 工 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			11	千円	
支給職員1人当たり平均	支給年額(29年度決算)		5,500	円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(29年度)			11.1	%
手当の種類(手当数)				1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支	給単価	
企業職特殊手当	給水停止業務に従事した職員	給水	停止業務	日額500円	

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	3,610 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	301 千円
支給実績(28年度決算)	1,709 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	107 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短 時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度 支給実績 (29年度決算)			支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)	
扶養手当	○子 10,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ		1,404	千円	280,800	円
住居手当	○借家(家賃12,000円を 超える場合に限る。) 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	同じ		612	千円	306,000	円
通勤手当	<ul><li>○電車・バスを利用する場合 全額支給</li><li>○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円~25,710円を支給</li></ul>	同じ		1,299	千円	81,134	円
管理職手当	部長級 71,000円 次長級 57,000円 課長級 49,000円 副参事 34,200円	同じ		2,334	千円	583,440	円